

水際対策強化に係る新たな措置（２８）１．に基づく
国・地域の区分について
（要旨）

以下２８か国・地域について、区分の変更を行うこととします。

アルバニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エスワティニ、エリトリア、カーボベルデ、ギニアビサウ、クック諸島、グレナダ、コモロ、サモア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、シエラレオネ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソマリア、チャド、ツバル、ナウル、ニウエ、バヌアツ、ブルネイ、ボツワナ、ホンジュラス、モーリシャス

１．アルバニア、シエラレオネについては、令和４年９月７日午前０時から、「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」１．に基づく国・地域の区分を３．「赤」区分の国・地域から２．「黄」区分の国・地域に変更することとします。

２．アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エスワティニ、エリトリア、カーボベルデ、ギニアビサウ、クック諸島、グレナダ、コモロ、サモア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソマリア、チャド、ツバル、ナウル、ニウエ、バヌアツ、ブルネイ、ボツワナ、ホンジュラス、**モーリシャス**については、令和４年９月７日午前０時から、「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」１．に基づく国・地域の区分を２．「黄」区分の国・地域から１．「青」区分の国・地域に変更することとします。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（２８） １．に基づく
国・地域の区分について

令和４年５月２６日
最終改正 令和４年９月２日
厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」（令和４年５月２０日）１．に基づき、外務省及び厚生労働省において見直しの都度、公表するとされている国・地域の区分は以下のとおりです。

１．「青」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インドネシア、ウガンダ、英国、エクアドル、エストニア、エチオピア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーナ、カタール、カナダ、カメルーン、韓国、カンボジア、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クロアチア、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、コロンビア、ザンビア、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、タンザニア、チェコ、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、パナマ、パ	令和４年５月２６日	令和４年６月１日午前０時

プアニューギニア、パラオ、パラグアイ、ハンガリー、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、米国、ベナン、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、香港、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、南スーダン、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モナコ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ラオス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ルワンダ、ロシア		
ネパール、ペルー、モルドバ、西サハラ	令和4年7月21日	令和4年7月27日午前0時
アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エスワティニ、エリトリア、カーボベルデ、ギニアビサウ、クック諸島、グレナダ、コモロ、サモア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソマリア、チャド、ツバル、ナウル、ニウエ、バヌアツ、ブルネイ、ボツワナ、ホンジュラス、 モーリシャス	令和4年9月2日	令和4年9月7日午前0時

2. 「黄」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アンドラ、イエメン、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、オマーン、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、ガンビア、北朝鮮、北マケドニア、ギニア、キプロス、キューバ、キリバス、クウェート、コソボ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリラン	令和4年5月26日	令和4年6月1日午前0時

カ、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、セントルシア、ソロモン諸島、タジキスタン、中央アフリカ共和国、チュニジア、トーゴ、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、ハイチ、バチカン市国、バハマ、バルバドス、パレスチナ、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ポルトガル、マーシャル諸島、マカオ、マリ、マルタ、ミクロネシア、モーリタニア、モルディブ、リビア、リヒテンシュタイン、リベリア、レソト、レバノン		
パキスタン、フィジー	令和4年7月21日	令和4年7月27日午前0時
アルバニア、シエラレオネ	令和4年9月2日	令和4年9月7日午前0時

※アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エスワティニ、エリトリア、カーボベルデ、ギニアビサウ、クック諸島、グレナダ、コモロ、サモア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソマリア、チャド、ツバル、ナウル、ニウエ、バヌアツ、ブルネイ、ボツワナ、ホンジュラス、モーリシャスについては令和4年9月7日午前0時より上記1. の区分へ変更することとする。

3. 「赤」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)

※アルバニア、シエラレオネについては令和4年9月7日午前0時より上記2. の区分へ変更することとする。

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（２８）
（一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等）

令和４年５月２０日

１．入国時検査及び入国後待機期間の見直し

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、本措置に基づく別途の指定に沿って、下記の措置を実施する。

オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）が支配的となっている国・地域（「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」（令和４年２月２４日）（以下、「措置（２７）」という。）における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用（以下、まとめて「自宅等待機」という。）のいずれの期間についても原則７日間とし、本措置に基づく別途の指定に沿って、入国前の滞在歴及び新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認し、本措置別添２で定められたワクチン３回目接種済みであることの証明書。以下、「ワクチン接種証明書」という。）の保持の有無に応じて、以下の措置を実施する。

国・地域を「赤」・「黄」・「青」の３つに区分し、

- （１）「赤」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施するとともに、検疫所が確保する宿泊施設での３日間待機を求め、入国後３日目に検疫所が確保する宿泊施設で受けた検査（PCR 検査）の結果が陰性であれば、検疫所が確保する宿泊施設退所後の自宅等待機を求めないこととする。このうち、ワクチン接種証明書を保持している帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施するとともに、宿泊施設での待機に代えて、原則７日間の自宅等待機を求めることとし、入国後３日目以降に自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めないこととする。
- （２）「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施するとともに、原則７日間の自宅等待機を求めることとし、入国後３日目以降に自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めないこととする。このうち、ワクチン接種証明書を保持している帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととする。
- （３）「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととする。

2. 入国後の公共交通機関の使用について

上記 1（1）の後段及び（2）の前段における、入国後の自宅等への移動（入国時検査から 24 時間以内に移動が完了し、かつ、自宅等を目的地とし最短経路での移動を行うものに限る。）については、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とする。

（注 1）上記 1. に基づく国・地域の指定については、外務省及び厚生労働省において見直しの都度、別添 1 の書式で公表することとする。

（注 2）上記に基づく措置は、令和 4 年 6 月 1 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）。上記に基づく措置の実施に伴い、措置（27）1. 及び 2. に基づく措置は、令和 4 年 6 月 1 日午前 0 時（日本時間）限りで廃止する。

（注 3）上記 1. に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は本措置別添 2 の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（注 4）上記に基づく措置については、本邦への帰国日前又は上陸申請日前 14 日以内に滞在した国・地域のうち、上記 1. の別途の指定に基づくリスクが最も高い国・地域の区分に応じた措置を適用することとする。